平成２４年（フ）第１２８１号
大阪市東淀川区下新庄６丁目18番７号
破産者　森　　弘樹
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７３４号
大阪府豊中市桜の町６丁目13番25号、開始決定時の住所名古屋市名東区代万町３丁目９番地　ザ・ウエストオーク503号
破産者　南川　弘之
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１１号
大阪市平野区平野西５－９－２　グランドハイツ平野西308号、開始決定時の住所大阪市東住吉区今林４丁目９番５号
破産者　大昭建設こと　森　　昭
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１２４号
堺市東区菩提町１丁163番地６
破産者　品川　雅司
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３７１号
大阪府東大阪市宝持３丁目３番19号
破産者　四宮　賢二
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３９０号
大阪市平野区平野北２丁目１番50―502号
破産者　星川　拓海
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０６４号
大阪市旭区新森２丁目５番15号、前住所大阪市都島区都島本通３丁目６番11号
破産者　吉川　邦照
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５０７号
大阪市旭区中宮２丁目23番16号
破産者　金久　信夫
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３５１０号
京都府京田辺市花住坂３丁目10番地８
破産者　五影　和之
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６３８号
中華民国台南市永康区中正南路453巷28号
破産者　白梅　敦資
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９２号
大阪市城東区古市２丁目１番３―1002号
破産者　細川小百合（旧姓西堀）
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６３号
大阪府交野市私部７丁目12番66号
破産者　有山　泰功
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７６７号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅11―405号
破産者　井上　秀典
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９４１号
大阪市住吉区住吉２丁目５番12号　グルッパ住吉大社301号
破産者　樋口　賢二
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６８８号
神戸市中央区熊内町５丁目３番20号、従前の住所神戸市中央区八雲通１丁目１番28号
破産者　湯浅　裕司
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３２９号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目35番地の４　永田文化202、開始決定時の住所兵庫県尼崎市次屋１丁目15番15―601号
破産者　濱工業所こと　濱　　三男
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８３号
兵庫県尼崎市昭和通１丁目９番18―203号、前住所兵庫県伊丹市堀池４丁目７番１－２号
破産者　中島　　宏
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４２９号
兵庫県尼崎市大島３丁目28番38号
破産者　Ｓｅｋｉ設計こと　關　　隆志
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第６８８号
兵庫県姫路市中地48番地３
破産者　村上寛明こと　村上　博章
1　決定年月日　平成24年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部